

2015年3月17日  
経済法令研究会

## 『四訂 信託の基礎』（第1刷～4刷） に関する追加情報について

標記書籍におきまして、税制改正等にもなう追加情報がありますので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、この追加情報は、四訂版第1刷～第4刷に対応しています。

### 記

#### ●特定贈与信託

平成25年度税制改正において、特別障害者に対する6,000万円までの非課税制度が、特別障害者に対する6,000万円までおよび特別障害者以外の特定障害者に対する3,000万円までの非課税制度に改められています。

#### ●教育資金贈与信託の適用期間の延長

贈与税の非課税措置の適用期間については、平成27年度税制改正大綱において、2019（平成31）年3月31日まで延長することが示されています。

#### ●結婚・子育て支援信託

平成27年度税制改正大綱では、教育資金贈与信託と同様に、高齢者から若年層に資金を移転させる仕組みとして「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されています。

教育資金贈与信託との違いは、受益者の結婚、出産、育児の費用を対象としたこと、受益者の年齢が20歳以上50歳未満の者に限られること、受益者1人につき1,000万円（結婚費用については300万円）を限度に贈与税が非課税となる点等です。

なお、この非課税措置の適用期限も、教育資金贈与信託と同様、2019（平成31）年3月31日までに信託が設定されたものに限られます。

以上